

(別紙)

「オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成6年10月25日 6農蚕第6660号 農蚕園芸局長通知) 一部改正
新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検査及び消毒の確認 (1) [略] (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の2パーセント以上についてオーストラリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。 イ～オ [略] (3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>	<p>オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 検査及び消毒の確認 (1) [略] (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上についてオーストラリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。 イ～オ [略] (3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>